

近松門左衛門生誕地考

三好 修一郎

はじめに

杉森本家の系譜や親類書などにより、近松門左衛門は、福井藩士（後に分封された吉江藩の家臣）であった杉森信義の次男として、承応二年（一六五三）、越前国に生まれたということは、広く認められている。また、その生誕地については、「福井」であることが通説になっている。いくつかの例を示す。

1 近松門左衛門の父親は最初福井藩に勤めていたのですが、近松が生まれてすぐに分割された支藩、吉江藩のほうに移動している。ですから近松門左衛門は生まれたのが福井市、育ったのが福井県鯖江市ということになるわけです。（注1）

2 近松は承応二年（一六五三）越前福井に生れた。彼の三歳頃父杉森信義は松平吉品の越前吉江（今の鯖江市）分封に伴い移住し、少年時代をここ山紫水明の地に過ごす。（注2）

3 この幼少の新藩主が、自身の封地吉江に実際に入部することになったのは、その十年後（分封決定から―稿者補記）の明暦元年（一六五五）に、元服して昌親（後にまた吉品と改名する）を名乗るようになって以降のことであり、その時期までは生地福井に留まっていたという事態からすれば、その頃、この若殿付きの信義やその一家の者たちも、当然、それと同一の行動をとっていたと考えるのが自然だろう。従って、以上の経緯を整理していい直せば、承応二年、近松は、吉江藩士であった父信義がまだ福井に居住していた時期に、同地で誕生し、その後、明暦元年、恐らく彼が三歳に達した頃に、主君の領国入りに扈從する父や家族の人々とともに、

吉江に移住し、以後、この農村地帯の小藩に仕える武士の子弟として、その少年時代を、この地で過ごすようになったということになるのである。(注3)

1と3のいずれも、吉江藩主となった松平昌親の入部(明暦元年)以前、近松一家は福井に住んでいた、近松の生年(承応二年)は明暦元年以前だから、彼の出生地は「福井」である、という論の立て方になっている。また、1と2は、入部以前の昌親の居住地については触れていないが、3は、「生地の福井に留まっていた」とする。

しかし、この「生地の福井に留まっていた」という見解は、福井藩に関連する史料類に照らすならば、事実誤認と言わざるを得ない。

先ず、『片聾記・続片聾記 上』(注4)『続片聾記』中・下(注5)『越藩史略』(注6)『国事叢記』上(注7)、及び『福井県史』通史編3 近世一の記載内容をもとにして、明暦元年の吉江入部に至るまでの略年譜(関連事項)を示すことにする。

寛永17年(一六四〇) 4月11日、昌親、三代藩主忠昌の庶子として福井に生まれる。幼名福松(後に辰之助)。母は、仕女(浦上氏女。高照院と号す)。

正保2年(一六四五) 8月朔日(7月晦日とも)、忠昌死去。

10月21日、嫡子万千代(光通)、家督御礼に登城する。

11月19日、忠昌遺領の内、五万石を庶兄千菊(昌勝)に、二万五千石を庶弟福松(昌親)に分封となる。

㍷ 3年(一六四六) 1月13日、江戸において「御人分け」

が決まり、同月25日、永見志摩(注8)宅にて「御附人之間々」が申し渡される。その一人が、近松の父杉森信義(杵森作右衛門)である。

4月27日、福松、母高照君及び同母

妹振姫と江戸に赴く。

慶安元年（一六四八）

11月3日、松岡御館の普請の許可が老中松平伊豆守から仰せ渡される。

12月3日、千菊と福松、在所を芝原（後に松岡と改める）と吉江に願つて許される。

〃 2年（一六四九）

8月、福井本藩と松岡藩とが相談の上、知行分けが行われ、給人達に「替知目録」が与えられる。吉江藩にも同様の知行分けあったと考えられる。

〃 4年（一六五一）

9月、松岡藩の家中（侍）屋舗割が仰せ付けられる。7月9日付、老中連署、三人宛の御奉書が光通のもとに到来。日光山石垣の御普請を仰せ付けられる。

12月28日、辰之助、元服。従五位下に任ぜられ、兵部大輔昌親と号す。

〃 5年（一六五二）

2月6日、三人同道で日光山参詣。
5月10日、日光御普請が相済み、永見帯刀人夫を召し連れ、福井へ帰る。

承応2年（一六五三）

6月3日、光通、福井の城に入る。
秋、松岡の第成る。

〃 3年（一六五四）

6月23日、昌勝、松岡の第に入る。
明暦元年（一六五五） 6月11日、昌親、吉江の第に入る。

すなわち、松平昌親は、「寛永十七年庚辰四月十一日」、「忠昌卿之御三男」として、「於福井御誕生」となり、「正保三年四月廿七日」、七歳（以下、年齢は数え年）のとき、「同御母堂高照院殿振姫君後、土井信濃守源利直室。照亮院。始而江戸御下向」〔国事叢記』上）し、吉江入部のときまで江戸在住だったのである。

では、松平昌親が明暦元年に吉江の地に入部する以前、「御附人の面々」は、どこにいたのだろうか。

この問いに答えることを妨げているのは、吉江藩に関する記録文書が全くと言っていいほど残されていないという事実である。同藩は、延宝二年（一六七四）に昌親が福井藩を継ぐことになり、廃藩となった。その間、わずか三十年（昌親の入部からは二十年）たらずのうえ、熾烈な家督争いの末の継承であったこともあつてか、同藩の成立から廃藩に至るまでの歴史的事象は殆ど痕跡を留めていない。

ただ、幸いなことに同時に分封となった松岡藩については、享保六年（一七二一）、初代藩主昌勝の跡を継いでいた三男昌平が、本家の家督を継いで福井藩主となり併合されるまでの七十六年間（昌勝の入部からは六十七年間）存続したこともあつて、相当数の記録文書が残されている。

松岡藩は五万石、吉江藩は二万五千石とその規模の違いはあるが、福井本藩との関わりからいっても、例えば略年譜に記した知行分けのごとく、松岡藩の分封から入部に至る動向は、吉江藩の動向を相当程度示唆していると考えられる。そこで、まずは松岡藩の動向をおさえ、逐次、吉江藩についても触れていくことにする。

(1) 御附人の面々

「松岡分限帳」（注9）の冒頭に、「正保三年戊正月十三日於江戸に御人分け相極り同月廿五日永見志摩宅に而申渡す。」とあり、正保三年（一六四六）、松岡への「御附人之面々」が選ばれ、申し渡されたことが分かるが、その折、吉江への「御附人之面々」も選ばれ、申し渡されたと考えられる。

『国事叢記』上には、磯野石見以下四十七人が禄高付きで記載されている。一方、『続片鬮記』下は、磯野石見以下三十五人の名を載せる。人数に大きな違いが見られる。また、後者が記す三十五人中の一人は、前者には記されない人物である。さらに、同一人物と思われる場合も、用字の一部を異にする者が九人を数える。

この点は、吉江への「御附人之面々」も同様で、『国事叢記』上は、高屋善右衛門以下二十人を禄高付きで（高屋と味岡に関しては、その父名、卒年月日、法名も）記載するが、『続片龔記』下では、高屋善右衛門以下、一名少ない十九人である。以下に、『国事叢記』上が記す二十人を俸禄付きで列記し、『続片龔記』下において異なる表記が見られる場合は、下の（ ）に記すことにする。

高屋善右衛門 ^{八百}石 ・ 皆川左京（平右衛門） ^千石 ・ 味岡甚左衛門 ^{四百五}石 ・ 遠藤源右衛門 ^{三百五}石 ・ 杵森作右衛門 ^{三百}石 ・ 波々伯部源之允（丞） ^{二百五}石 ・ 小栗金之允（丞） ^{二百}石 ・ 江口半大夫 ^{二百}石 ・ 矢嶋四（次）郎右衛門 ^{二百}石 ・ 滝（瀧）澤（沢）新兵衛 ^{二百}石 ・ 木滑金左衛門 ^{百五}石 ・ 劔持軍兵衛 ^{百五}石 ・ 立岩吉大夫 ^{百五}石 ・ 小住小右衛門（記載なし） ^{百五}石 ・ 朝日與（与）一（×）右衛門 ^{百五}石 ・ 梶川藤兵衛 ^百石 ・ 堀弥一右衛門 ^百石 ・ 落合小右衛門 ^百石 ・ 坂田与兵衛 ^百石 ・ 立岩儀右衛門 ^百石

なお、『国事叢記』上は、高屋善右衛門の次に「皆川左京」を記すが、『続片龔記』下では、「皆川平右衛門」となっている。「越藩藩士元祖由緒目録」（注10）によると、左京は、忠昌に召し出され、落合左京と称して勤仕している折、平右衛門方へ婿養子に仰せ付けられ家督を相続、その後、昌親の「御附人に被仰付吉江へ罷越」しているから、「皆川左京」が正しいことになる。

近松の父とされる杵（杉）森作右衛門は、『国事叢記』上には五人目に、『続片龔記』下では七人目に記載され、前者はその禄高を「三百石」とする。

(2) 知行分け

「松岡御領御知行分之帳」（注11）は、内題に「丑年御知行分帳」とあり、慶安二己丑年（一六四九）、松岡藩の知行地となった各村々の高を記しているが、末尾に知行地決定に関して次のように記されている。

右之御知行分、双方家老其外奉行人何茂相談之上、午年より子年迄七年

之間、國中御領分平均免を以、如是御知行分相極申者也、依如件。(句読点は、適宜、稿者が付した。)

すなわち、福井本藩・松岡藩双方の家老と奉行人たちが相談の上、寛永十九年(一六四二)から慶安元年(一六四八)までの七年間の村ごとの平均免を勘案して、「惣高合五万弍百石」の松岡藩領の村が決定したのである。

吉江藩に関しては、知行分けの帳面が残っていないために知ることができないが、『福井県史』通史編³ 近世一は、「同じ方法で知行分けが行われたとみてよい」と記している。

ところで、松岡への「御附人之面々」の一人である手塚又右衛門(三百石)は、『国事叢記』上では四十七人中十四人目に、『続片叢記』下では三十五人中十五人目に記載される人物であるが、「松岡分限帳」に、「御分知年御奉行役慶安三寅病死忤無之故家断絶」とある。

近松の父杵森作右衛門の「御分知年」の役名は不明であるが、手塚と同じ三百石であることからすると、あるいは知行分けの折、「双方家老其外奉行何茂相談」をしたとある、その一人に加わっていた可能性もあるだろう。

(3) 城下町の普請

先に略年譜にも記したが、慶安元年(一六四八)十一月三日、「松岡御館御勝手次第御普請可被成、御老中松平伊豆守殿被仰渡」(『国事叢記』上)。同年十二月三日には、「松岡^{吉田郡千菊丸君御館}吉江^{丹生郡辰之助君御館}相定ル」(『国事叢記』上)とあるから、同年十一月三日の老中松平伊豆守からの仰せ渡しには、吉江御館の普請も含まれていたと思われる。

翌慶安二年(一六四九)九月、「昌勝君於松岡、侍屋舗割被仰付」、屋舗奉行として「中根金太夫・小宮山三左衛門・雨森伝左衛門」の三人が選ばれる(『国事叢記』上)。中根は二百石、小宮山(後の出浦与三右衛門)は三百石、雨森は四百石である。また、同書は、各侍屋舗の寸法も記している。因みに、右記の手塚又右衛門等三百石取りの藩士七人の屋舗は、いずれも表二十間裏二十五間であるから、杵森作右衛門の屋舗の広さもその程度であったと見なしていだろう。

なお、「惣屋舗都合百廿三」を「御構之内」に造営する以外に、「御構之外」に、「御徒廿人」、「御坊主九人」、「御足軽百廿五人」の屋舗の造営(『続片皐記』中)、更には「今まで全く町屋のなかった田畑の中」(『松岡町史』上巻)に、新たに城下町の建設が行われたわけだから、慶安二年以降の松岡における普請作業は繁忙を極めたことだろう。

そして、慶安五年(一六五二)の六月十九日に、「松岡大手口囲出来」、翌承応二年(一六五三)六月十九日に、「松岡大手口出来」とあいなった(『国事叢記』上)。

さて、吉江藩の普請に関してであるが、その史料は全く残されていない。だが、右に記した松岡藩の普請の進行状況に沿う形で行われたと考えても差し支えないように思う。屋舗奉行は申すまでもないが、それ以外の「御附人之面々」も普請工事と無縁ではなかっただろう。

(4) 藩主入部以前の藩政

慶安二年(一六四九)の福井本藩との知行分け以降、当然、松岡・吉江両藩の藩政は、『福井県史』通史編3 近世一が記す通り、「福井藩から自立していたことはいうまでもない」と考えられる。例えば、「松岡分限帳」における「御附人之面々」に関する記載を拾ってみると、堀半兵衛(三百石)について「慶安三寅町郡両奉行」、左近士市兵衛(百五十石 注12)について「慶安二丑御奉行」、一柳弥惣右衛門(百五十石 注13)について「慶安元子御金奉行御代官御水主頭」などとあり、それらは藩主入部以前、家臣団によって藩政が執行されていたことを証しているだろう。

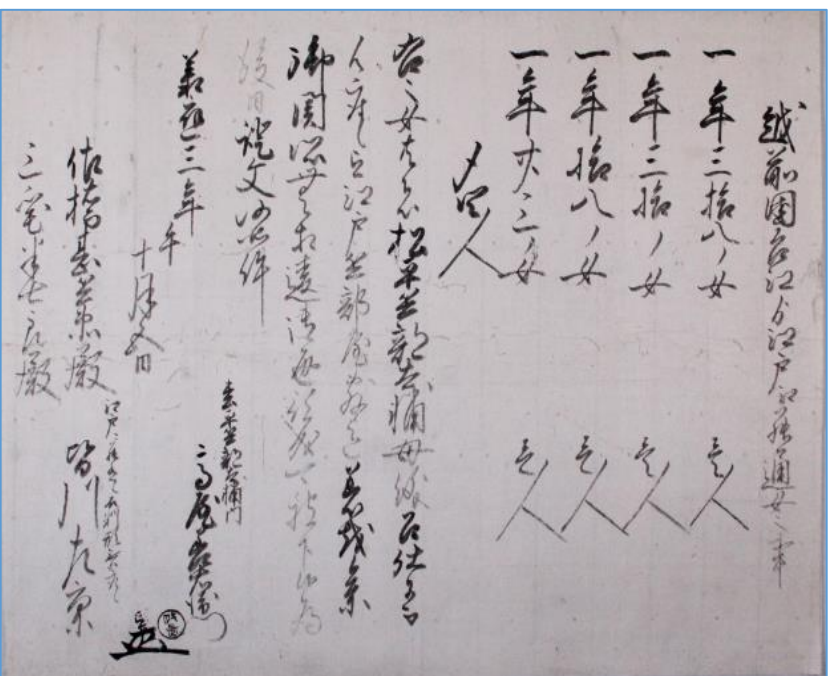
また、「日光御普請被仰付御奉書写」(『続片皐記』中)は、七月九日付、老中連署にての日光御普請(大猷院様御廟所石垣御普請)仰付状と、昌勝から老中に差し出された請状の写しであるが、仰付状の宛先は「松平越前守殿・同中務大輔殿・同辰之助殿」とあり、その普請工事が福井本藩と支藩に命じられたことが分かる。松岡・吉江の両支藩が、「福井藩から自立していた」ことの何よりの証左であるように思う。

なお、松岡藩の普請の進行状況からすると、「松岡大手口囲出来」した慶安五年（一六五二）六月の段階には、その規模が半分である吉江御館や侍屋舗の普請もほぼ完了していたように思われる。したがって、正保三年（一六四六）に選ばれた「御附人之面々」やその家族が、その時期までには吉江に居住していた可能性は高いと一応は考えられるだろう。

二

しかし、これまでは、藩主昌親の吉江入部以前に、「御附人之面々」が吉江に居住していたことを裏付ける具体的な史料や記録類を見出すことができなかった。そのため、近松の福井誕生説を訝しく思いながらも、それを否定するには至らなかったのだが、先年、某古書店から【資料1】に掲げる「関所女通行手形」を入手した。

【資料1】「関所女通行手形」



越前国吉江より江戸江罷通女之事

一年三拾八ノ女 壹人

一年三拾ノ女 壹人

一年拾八ノ女 壹人

一年廿三ノ女 壹人

ノ四人

右之女共者松平兵部太輔母儀召仕に而

御座候間江戸兵部屋敷迄差越参

御関所無相違御通行成可被下候為

後日証文仍如件

忝平兵部太輔内

高屋善右衛門

承応三年

午 (花押)

十月五日

江戸ニ罷有候故判形無御座候

佐橋甚兵衛殿 皆川左京

三宅半七郎殿

この「関所女通行手形」は、承応三年（一六五四）十月五日に、昌親の「御附人之面々」の筆頭に記される高屋善右衛門（八百石）と禄高最上位の皆川左京（千石）の連名により、新居（荒井）関所の奉行である佐橋甚兵衛吉次と、番頭の三宅半七郎重吉に差し出されたもので、その内容は、昌親の母の召仕女

として派遣する吉江村の四人の女たちの通行許可願である。

『寛政重修家譜』（続群書類従完成会 一九六五年）によると、佐橋甚兵衛吉次は、「正保四年十月十四日荒井の奉行に転じ、慶安元年三月十三日与力六騎、同心二十人を預けらる。承応元年十二月二十八日布衣を着する事をゆるされ、二年三月遠江国敷知郡の内にして三百石を加増あり。すべて千二百七十石余を知行す。明暦三年三月十三日荒井にて死」去している。また、三宅半七郎重吉に関しては、「承応九年正月二十八日荒井関所の番頭にうつり、遠江国敷知郡のうちをいて新恩三百石をたまふ。」とあり、通行手形中の「承応三年」とは合わない。だが、承応は四年までであり、「承応九年」は誤りである。『徳川幕臣人名事典』（東京堂出版 二〇一〇年）の「三宅重吉」の項には、「承応元年（一六五二）に新居関所の番頭となり」と訂正がなされている。

「松岡分限帳」によれば、同藩において筆頭の磯野石見（千七百石）と次席の平岡右近（千四百石）が家老職であった。このことに比するならば、吉江藩においては、高屋善右衛門が国家老、皆川左京が江戸家老格だったということになるのだろうか。

ともあれ、【資料1】の「関所女通行手形」は、藩主昌親の吉江入部の一年前には「御附人之面々」の一人である高屋善右衛門が、明らかに吉江に居住し、藩政に関わる執務を行っていたことを証している。それは、近松生誕の翌年のことである。

三

さて、吉江にある西光寺は、本願寺第七世存如上人が、子息蓮如を伴って北陸教化を行った折に建立した一字を起こりとし、存如の長女如祐の婿永存を第一世、その次男存慶を第二世とする由緒ある寺である。『石田殿西光寺誌』（注14）によると、昌親の父である福井藩主松平忠昌は、厚く同寺に帰依し、寛永元年（一六二四）十一月、寺内門前諸役免許の制札を授与している。また、昌親も、寛文二年（一六六二）六月、改めて制札を授与、寛文七年（一六六七）五月には、後門出仏壇の寄進、更には延宝四年（一六七六）、吉江御館の門を下賜し、それは今も寺の表門として使われている。

この御館の門を下賜するに至った事情について簡単に触れることにする。延宝二年（一六七四）三月二十四日、福井藩主松平光通が頓死し、悶着の末、五月六日、「於黒書院、酒井雅楽頭源忠清」より、「跡式之儀」が、「兵部大輔（昌親―稿者補記）江無相違被仰付候」との申し渡しがあった（『国事叢記』上）。そして、「同年より吉江御館御引、御新宅建并諸士屋敷瑞源寺共御引取」（『片聾記・続片聾記 上』）となったのである。

右記の瑞源寺は、福井城下の華蔵寺の末寺として吉江城下の昌親拝領の地に建立された。延宝元年（一六七三）十二月三日、昌親の母高照院が江戸で亡くなると、その位牌はその小院に納められ、その法号より山号を高照山と称するようになった。そして、昌親の移封に伴い、創建の地から福井城下（現福井市足羽五丁目）に移された（注15）。

この瑞源寺は菩提寺ともいべき寺であるが、西光寺に対する厚志は、父忠昌の代からの帰依もさることながら、同寺第八世良助の室おとく（妙圓禅尼）が昌親の母の妹であることに依るところが大きい。

おとくは、寛文四年（一六六四）十一月六日、二女を残して享年二十五歳の若さで死去している。逆算すれば、寛永十七年（一六四〇）の生まれということになり、偶然ながら昌親と同じ年であるが、彼女が良助のもとに嫁いできた事情については、一切伝えられていない。

しかし、以下に記すような事実を勘案すると、その縁組には藩政に関わる深謀が働いたように思われる。

先ず良助について触れると、彼は、承応元年（一六五二）、三十五歳のとき第八世を継いだ。恐らくおとくは、その一、二年前には嫁しているはずである。では、それまで彼女は何処に居住していたかであるが、それについては、彼女や昌親の母の兄弟である「浦上十左衛門重昭」に関する「越藩諸士元祖由緒書」の記載が参考になる。

本国播磨国山城、姓源本名赤松吉品公御代於吉江寛文五乙巳年被召出。

(中略) 茂昭(マユ)父浦上内記佐重正後號宗春於京都浪人に而居住仕候由、茂昭京都

罷在候處高照様吉品公御母依御由緒被召出。

十左衛門重昭は、寛文五年(一六六五)、「高照様吉品公御母依御

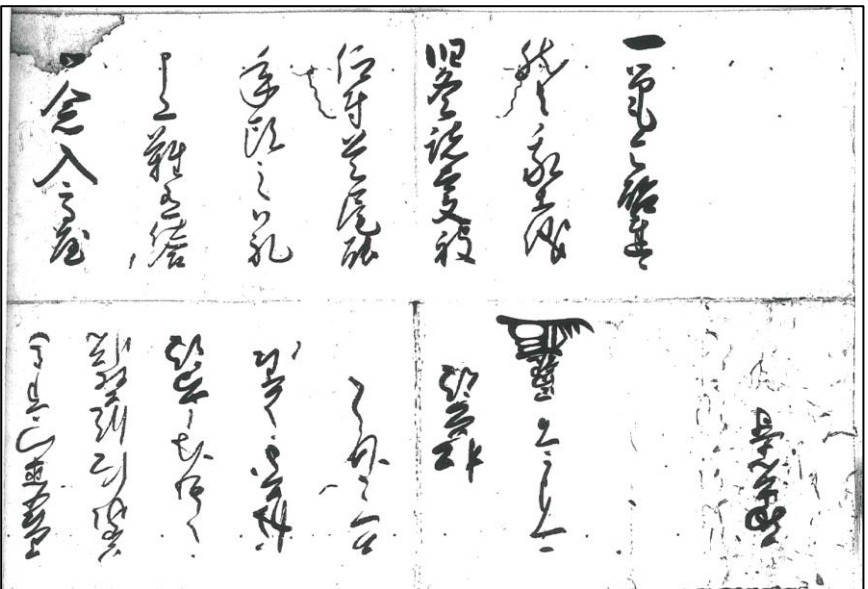
由緒被召出」とある。丁度おとくが死去した翌年である。昌親の母高照院の意向が強く働いたことは想像に難くない。それはさておき、十左衛門重昭が召し出される以前に京都在住であったことを踏まえれば、おとくも嫁する以前は京都にいたと考えていいだろう。

慶安二年(一六四九)八月に知行分けが行われ、いよいよ

吉江藩が具体的に動き出すことになったとき、存如上人が直々に建立した本願寺の流れを汲む西光寺の存在は、藩政を預かる者にとっても、また京都在住の者にとっても、大きなものであったにちがいない。一方、寺側にとっても、為政者との縁戚関係は願ってもないものであったはずである。こうした両者の思惑の一致が、二十二、三歳の年の差のある縁組を成立させたのではないだろうか。そして、この縁戚関係が、同寺に昌親からの書状を数多く残させることになった。

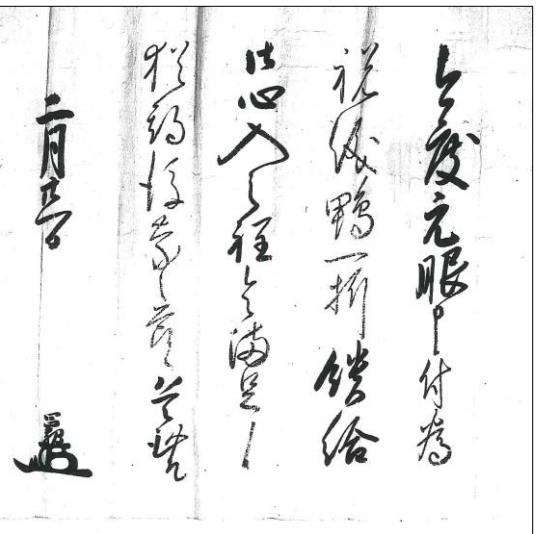
以下に掲げる資料2、3、4は、いずれも昌親から西光寺宛に差し出された書状である(注16)。

【資料2】「昌親書状①」



一筆令啓達候
 然者我等儀
 旧冬諸事被
 仰付首尾能
 年頭之御礼
 申上難有仕合候
 御念入高屋
 善右衛門方迄
 蒙仰段喜悅
 之至存候尚期
 後音之節候
 恐々謹言
 松兵部
 二月三日 昌親 (花押)
 百七字

【資料3】「昌親書状②」



今度元服申付為
 祝儀鴨一折饋給
 御心入之程令満足候
 猶期後音之節候
 恐々謹言

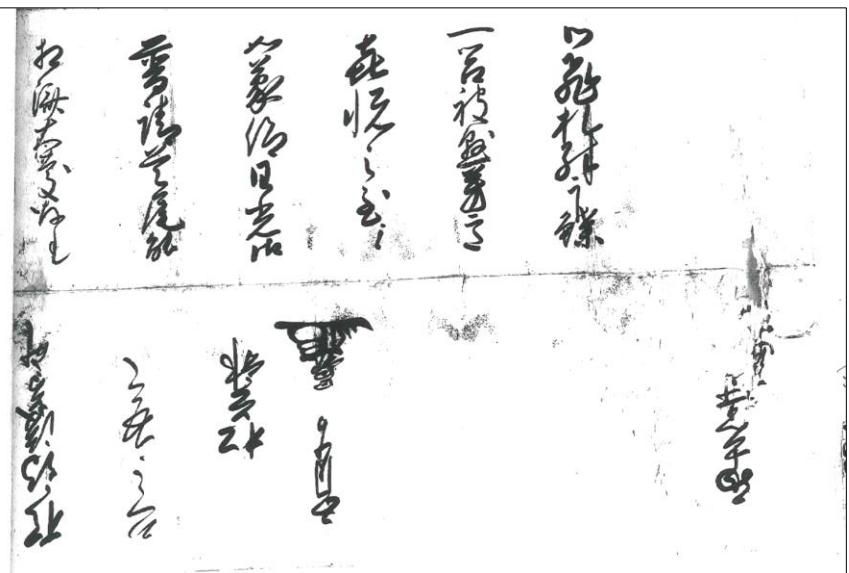
二月廿一日 昌親
 (百七字)

【資料2】「昌親書状①」の「旧冬諸事被仰付」、それが「首尾能」進捗した

ことに対して「年頭之御礼申上」げることができ、「難有仕合」とは、一体いかなる事情を指すのだろうか。諸史書に当たって思い至るのは、「慶安四年辛卯十二

月廿八日 辰之助君被任従五位下、称兵部少輔源昌親君。（マシ） 承応元壬辰年正月とも。」〔国事叢記』上）である。それに際して、西光寺から高屋善右衛門方にその祝意が伝えられたのではないだろうか。書状は、その御礼状だと考えられる。そうだとすると、「二月三日」

【資料4】「昌親書状③」



御飛札殊干鯉
 一筥被懸芳意
 喜悦之至候
 如蒙仰日光御
 普請首尾能
 相濟大慶存候
 猶期後音之時候
 恐々謹言
 松兵部
 五月十日 昌親
 (花押)

とは、慶安五年（一六五二）二月三日ということになる。

つまり、この書状は、この時期、高屋善右衛門が、吉江の地にあつて、藩主に成り代わつて藩政に当たっていたという事実を物語っているということになるだろう。慶安五年は九月十八日に「承応」と改元されるから、近松の生まれた承応二年（一六五三）の一年前という時期である。

なお、「承応元壬辰年正月とも」についてであるが、『片鱗記・続片鱗記 上』にも、「承応元辰年御元服、兵部大輔昌明公、後昌親又吉品公」とある。同書は、光通・昌勝に関して「（慶安二年）十二月廿一日御元服越前守光通公と御改少

将、同三十日仙菊君御元服、中務大輔昌勝公と御改任従五位上」と記している。つまり、元服と叙任は一对の儀として遂行されているということになる。すると、「昌親書状①」の「旧冬諸事」とは、元服・叙任のいずれをも指すとともに、それらの儀が慶安四年（一六五一）十二月末に行われたというように示している。

次の【資料3】「昌親書状②」は、その元服に際して、西光寺から贈り届けられた「鴨一折」に対する御礼状である。西光寺は、早々に高屋善右衛門方に向いて祝意を伝えただけではなく、江戸に「鴨一折」を送り届ける配慮を行ったということがある。

【資料4】の「昌親書状③」は、慶安四年（一六五一）七月九日付、老中連署にて「日光山石垣御普請御手伝被仰」、翌慶安五年二月六日、光通・昌勝・昌親の三人が「日光山御参詣」、そして、同年五月十日、「御普請相済、永見帯刀惣人夫召連御国罷帰ル」（『国事叢記』上）ことになったが、永見らの帰国に先駆け、西光寺から祝いの品として贈り届けられた「干鰯一筥」への御礼状である。したがって、「五月十日」は、慶安五年（一六五二）五月十日ということになる。

今回取り上げた西光寺宛の昌親からの書状は、現存する数十通中のうちのわずか三通に過ぎない。同寺が藩主より諸役免許を授与された特別な寺院だとしても、各書状から窺うことができる両者の親密な関わり合いは、両者がそうした公的な関係性を越える極めて近い関係にあったことを想起させずにはおかない。おとくの嫁した時期が、昌親の元服以前、すなわち慶安四年十二月二十八日より以前であったと推測する由縁である。

それはさておき、昌親書状①に記された「高屋善右衛門」の名は、彼のみならず「御附人之面々」が、藩主の吉江入部以前、しかも近松の誕生以前に吉江の地にあつて、藩政に従事していたことを思わせずにはおかない。

おわりに

これまでの近松福井生誕説は、福井藩に関する史書を十分に検討することなく、藩主入部以前は、家臣団も元の藩地に留まっていたに違いないという思い込みの上に成り立っていたと言わざるをえない。

今回、諸史書の検討を行い、藩主入部以前、既に吉江藩の藩政は、福井藩から自立して家臣団の手によって執行されていたという事実をかなりな程度掘り起こすことができたと考えられる。また、新居の関所に出された女通行手形や、西光寺宛に出された昌親書簡中に見られる国家老格の高屋善右衛門の名は、右の事実を裏付けるとともに、藩主の入部以前、遅くとも慶安五年（一六五二）には、「御附人之面々」とその家族たちも吉江に在ったという事実を示唆しているように思う。もちろん、それらのことは、近松門左衛門が吉江に生まれたことを直接的に証明したことにはならないかもしれない。だが、少なくとも、近松が吉江の地に生まれたと考えることが今のところは最も穏当である、ということだけは言えるのではないだろうか。

（注）

- 1 武井協三「近松の居どころ」『近松研究の今日』和泉書院 一九九五年
- 2 信多純一「近松の人となりと作品」『近松門左衛門三百五十年』和泉書院 二〇〇三年
- 3 原道生「近松の人となりと作品」『近松再発見』和泉書院 二〇一〇年
- 4 一九五五年発行。「片龔記」（福井藩士伊藤作右衛門著）と「続片龔記」（福井藩士山崎英常著）一〜四の合冊本。本文引用の際は、松平文庫（福井県文書館蔵）のデジタルアーカイブの文面と照合した。
- 5 中（五〜七）は、一九五六年発行。下（八〜十）は、一九五七年発行。本文引用の際は、福井市郷土歴史博物館のデジタル原本の文面と照合した。
- 6 福井藩士井上翼章編述（校訂 三上一夫）。歴史図書社 一九七五年発行。
- 7 天正二年から明和七年に至る福井藩の正史。原本は全十五卷十五冊。当該本（上）は、前半八巻までの翻刻本。一九六一年発行。本文引用の際は、松平文庫（福井県文書館蔵）のデジタルアーカイブの文面と照合した。

- 8 松平秀康に結城において召し出され、忠昌・光通の御代まで家老職にあった。
- 9・10 『続片龔記 下』に収載。
- 11 松平文庫（福井県文書館蔵 資料群番号…A0143 資料番号…20049）。「貞享三寅年郷村高付帳」と合冊。
- 12・13 『国事叢記』上では、それぞれ、「佐久士市兵衛」、「柳弥三右衛門」と記されている。
- 14 西光寺の略歴を記した墨書、和綴本。「識」に、昭和四十三年十一月、門徒の小山巖氏が、当時の住職第二十一世照寿の依頼により整理・編纂したとある。
- 15 『瑞源寺と松平吉品』（高照山瑞源寺 二〇一一年）
- 16 西光寺文書（福井県文書館 資料群番号…F0034）

〔付記〕

本稿をなすにあたって、西光寺様並びに福井県文書館各位には、資料の閲覧と掲載に多大なご高配をたまわりました。また、資料調査に際しては、鯖江市文化課の浮山英穂様・橋本由美子様、さばえ近松倶楽部代表の林哲治様をはじめとする世話人各位、瑞泉寺の花房禅佑様、皆川左京の御子孫にあたる皆川恭英様等、多くの方々のご尽力をたまわりました。記して、深謝申し上げます。

〔論文要旨〕 近松門左衛門生誕地考（三好修一郎）

近松門左衛門が、承応二年（一六五三）、福井藩から分封された吉江藩の「御附人之面々」の一人杉森信義の次男として福井に生まれ、藩主昌親が入部した明暦元年（一六五五）以降、同地に移ったということは、通説となっている。

しかし、福井藩の諸史料を丹念に検討すると、藩主不在の間も、藩政は、本藩から自立し、家臣団（御附人之面々）によって執行されていた実態が見えてくる。

今回、承応三年（一六五四）、新居関所に出された「女通行手形」と、昌親が吉江の西光寺宛に、慶安五年（一六五二）二月に差し出したと推定できる札状を見出した。前者の差出人は、吉江藩の国家老格の高屋善右衛門と江戸家老格の皆川左京、後者の文面中には「高屋善衛門方迄蒙仰」との文言がある。

両資料、殊に後者は、近松誕生以前から家臣団が吉江に在ったことを証している。近松は吉江で生まれた、と考えることが最も穏当である、と言えるのではないかと思う。

〒 918・8016

福井市江端町10・30・1

TEL 0776・38・0374

三好修一郎（みよし・しゅういちろう）

今年度三月までは福井大学、現在は所属なし

✉ miyocchi@mx3.fetv.ne.jp

吉江藩の国家老格の高屋善右衛門と、江戸家老格の皆川左京の連名により、承応三年（一六五四）、新居関所に出された「関所女通行手形」を見つけた。また、藩主昌親が、吉江の西光寺宛に、慶安五年（一六五二）二月に差し出したと推定できる御札状中にも、「高屋善衛門迄蒙仰」との文言を見出した。それらは藩主人部以前、後者は近松生誕以前に家臣団が吉江の地にあり、藩政が行われていたことを証すものである。

だが、吉江藩に関する記録文書は乏しく、その実態を裏付けることができなかつた。